

## ■通所型サービスC（からだ元気教室）仕様書【令和2年度】

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門職による、運動器機能の評価とそれに基づいたトレーニングの提供、運動器機能や生活能力向上のための指導・助言。</li> <li>○ 対象者の自宅と実施会場間の送迎。</li> </ul>										
対象者	荒尾市の被保険者である、事業対象者及び要支援認定者で運動器機能の低下がみられるもの。										
事業の考え方	6か月間、専門職による、運動器機能の評価とそれに基づいたトレーニングの提供、運動器機能や生活能力向上のための指導・助言を行い、対象者の心身機能の向上を目指す。										
事業の実施方法	事業委託										
人員基準	<p><b>【配置】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利用者数</th> <th style="width: 50%;">専従職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10人</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>11～15人</td> <td>2人以上</td> </tr> <tr> <td>16～20人</td> <td>3人以上</td> </tr> <tr> <td>…</td> <td>…</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のように、利用者数が10人を超えたら、その後は5人刻みで専従職員数に1を加えていく。</p> <p><b>【専従職員資格要件】</b> 理学療法士、作業療法士、健康運動指導士、健康運動実践指導者、保健師、看護職員、介護職員等の資格を有し、対象者の運動器機能の評価と対象者に適した運動器機能プログラムの組立と提供が適切に行える者。</p>	利用者数	専従職員数	1～10人	1人以上	11～15人	2人以上	16～20人	3人以上	…	…
利用者数	専従職員数										
1～10人	1人以上										
11～15人	2人以上										
16～20人	3人以上										
…	…										
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者が安全に訓練を行うのに必要な広さを有する専用の区画を確保すること。</li> <li>○ 本事業以外のサービス等を同一の会場で提供している場合は、本事業を実施しても当該サービスの法令上の基準が守られるよう注意すること。</li> </ul>										
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用定員に達するまでは毎月利用希望者の受け入れが可能。</li> <li>○ サービス担当者会議への出席。</li> <li>○ 指導者による利用者の個別アセスメントの実施。</li> <li>○ トレーニング個別計画書の作成と提出。</li> <li>○ 運動測定の実施と結果表の作成と提出。</li> <li>○ 実施報告書の作成と提出。</li> <li>○ 自立支援会議への出席。</li> <li>○ 個別評価の実施。</li> <li>○ 全利用者に対する送迎の実施が可能。</li> <li>○ 本人や担当居宅介護支援事業所等関係者との適切な連絡調整の実施。</li> <li>○ 実施体制の変更等、実施に係る情報を漏れなく市へ報告すること。</li> </ul>										

委託先	本仕様書の条件を満たすと判断できる介護保険サービス事業者等。
介護予防ケアマネジメントの類型	介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）
トレーニング個別計画	○ サービス提供開始時に必ず作成。 ○ その他、必要時に作成。
計画期間	6か月間
実施頻度と時間	週2回、1回のトレーニング実施時間は90分～120分 ※ 上記の実施時間に送迎とオプションサービスの時間は含まない
費用単価 （非課税）	利用者1人あたり20,000円/月 （内訳）委託料18,000円+利用者負担2,000円 なお、災害や感染症の流行など社会的な要因によって、やむを得ず本事業の実施を月の途中から休止せざるを得ないと本市が判断した場合は、その月の費用を以下のとおり日割りで計算するものとする。 利用者1人あたり（2,500円×利用回数）/月 （内訳） 本市からの委託料：上記費用の9割+利用者負担：上記費用の1割
給付管理	該当なし。
委託料の支払い	委託先からの請求に基づき直接支払う。